平成19年(行ウ)第474号原告 疋 田 哲 也被告 東 京 都

# 準 備 書 面 (2)

平成20年8月4日

東京地方裁判所民事第11部い行係 御中

被告東京都(代表者兼処分行政庁東京都教育委員会)
訴訟代理人 弁 護 士 松 崎 脱過鏡
同指定代理人 矢 崎 善 即形式

- 第1.2008年(平成20年)2月19日付け原告準備書面(2)について
  - 1. 同第1「原告の経歴等教育実績の評価について」について
    - (1) 原告の本項での主張は、被告都教委の主張に対する反論であり、特段認否、 反論の要は認めない。
    - (2) 原告は、答弁書第3「被告都教委の主張」2、(1)「私物等の件について」で述べていたとおり、ダンボール箱200個程度の私物を小平五中に搬入したのみならず、澤川校長から再三にわたり校外へ搬出するよう指示されたにもかかわらず、澤川校長の指示に従わなかったのであり、自己が勤務する学

校に私物が入った200個ものダンボール箱を搬入する教師など通常存在しないことからしても、原告が地方公務員法28条1項3号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは全く明らかである。

- (3) なお、原告は本項において、原告の性教育研究会での活動を評価していないことを問題としているが、あらためて述べるまでもなく、地方公務員法28条1項3号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するか否かは、分限制度が「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的」という観点から制度化されたものであることを踏まえ、「当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断する」ものなのであり、原告主張の性教育研究会での活動等は、原告の問題行動からすれば原告の不適格性を否定する根拠となるものではないのであり、原告の主張は失当といわなければならないものである。
- (4) ちなみに平成19年法律第96号による改正前の学校教育法26条2号は、「中学校教育の目標」として、「小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」と規定し、義務教育(普通教育)においては生徒に対し「国家及び社会の形成者」として必要な資質を養うことを教育目標としているのであり、「公私のケジメ」さえつけられない教師など存在してはならないものであることは明らかであることを付言する。

### 2. 同第2「研修成果について」について

(1) 原告の本項での主張は、被告都教委の主張に対する反論であり、特段認否、 反論の要は認めない。

(2) なお、原告は本項において、被告都教委の「現時点においてさえ、男性用雑誌は、岡崎教頭が理科室に運搬して撮影した旨の虚偽の主張をしている」との主張に対し、「それこそ事実誤認であるので、理由にならないことは言うまでもない。」と主張しているが、原告は、本件訴訟の場においてさえも虚偽の事実主張をなしているのであり、教育公務員として生徒の教育の任に当たる者として「正直であること」が必須の要件であることからすれば、原告が主張するような研修成果があったなどと評価することは絶対に出来ないものであることを付言する。

#### 3. 同第3「研修の濫用」について

- (1) 原告の本項での主張は、被告都教委の主張に対する反論であり、特段認否、 反論の要は認めない。
- (2) なお、原告は本項において、本件研修が地教行法45条1項、地公法39条が規定する研修を潜脱するものである旨主張しているが、最高裁平成3年4月26日判決(労働判例587号30頁)は、教員と保護者の一部との間に紛争が生じ、右紛争により当該教員が担任する学級の授業が混乱した場合には、校長が職務命令として研修を命じられる旨を明確に判示しているのであり、上記最高裁判決からしても、本件研修が地教行法45条1項、地公法39条を潜脱するものでないことは明らかである。
- (3) ちなみに、原告の研修成果に関する主張に対する反論については、すでに 平成19年12月7日付け被告都教委準備書面(1)第2「被告都教委の主 張」3で述べたとおりであるが、前記のとおり、原告は本件訴訟の場におい ても虚偽の事実主張をなしているのであり、原告の主張の失当たることは明 らかである。

- 4. 同第4「最高裁昭和54年判決環裁判官補足意見について」について
  - (1) 原告の本項での主張は、被告都教委の主張に対する反論であり、特段認否、 反論の要を認めない。
  - (2) なお原告は本項において、「原告に矯正し難い性格に根ざした独善的性格があって教職員としての職務遂行に重大な障害があるとはおよそ言えないことは明らかであ」ると主張しているが、すでに述べたとおり、原告は生徒Bに対し体罰を加えながら、生徒Bに対する体罰を否定したのみならず、生徒B(及びその保護者)に確認書(乙2)さえ書かせようとしたのであり、原告の生徒Bらに対する一連の行為は、教育公務員としては勿論のこと、一般社会人としてもあるまじき行為なのであり、原告の生徒Bらに対する一連の行為のみからしても、原告には、矯正し難い性格に根ざした独善的性格があることは明らかであることを付言する。

# 5. 同第5「事実関係」について

- (1) 原告の本項での主張は、被告都教委の主張に対する反論であり、特段認否、 反論の要を認めない。
- (2) なお、原告の本項での主張については、原告は「男性用雑誌」について「養護の木幡先生に依頼されて、性教育授業の為に数名の男性教員がコンビニ等で買い集めてきたものであるので、厳密な意味ではそもそも原告には所有権すらないものである」と主張しているが、乙第39号証の1、2から明らかなとおり、例えば乙第4号証4枚目「¥15年度疋田教諭理科室雑誌」に写っている「プレイボーイ」の発刊日は「1998年(平成10年)2月3日」「1998年(平成10年)3月3日」であり、原告が小平五中に着任した

平成10年4月1日以前のものなのであり、原告の主張は事実に反するものであることは明らかであることを付着する。

- 6. 同第6「結論」について 全て否認ないし争う。
- 第2. 2008年(平成20年) 5月27日付け原告準備書面(3)について
  - 1. 同第0「はじめに」について
     全て否認ないし争う。
  - 2. 同第1「教育公務員の分限免職事由について~実体的問題」について
    - (1) 原告の本項での主張のうち、本件分限免職処分に裁量権の逸脱があったことは明白である、との主張は否認ないし争う。
    - (2) なお原告は本項において、被告都教委が本件分限免職をなした根拠について、①教材・教具保管問題、②自動車通動問題、③体罰問題の3点にあると整理したうえで主張をなしているが、被告都教委は、答弁書でも述べたとおり、①私物等の件、②自動車通動の件、③平成15年3月1日のソフトテニス部の生徒Aに対する体罰の件、④平成15年5月5日の生徒Bに対する体罰の件、⑤澤川校長による事情聴取の件、⑥確認書(乙2)の件、⑦小平市教委及び被告都教委の事情聴取の件等教育公務員としてあるまじき行為をくり返しているのであり、被告都教委は、原告の上記一連の行為を相互に有機的に関連付けて評価して本件分限免職処分をなしているのであり、原告の主張は失当といわなければならないものである。
    - (3) ちなみに、上記①私物の件についていえば、

- ア、原告は「問題視されている成年用図書も、原告が小平5中の研修主任と して校内での性教育推進を担当していたときに他の教諭らとともに私費 で購入し、それらを保管するスペースがないため理科準備室に保管してい たのであり、これを「私物」と性格付け、分限処分事由の中に組み入れる ことはあまりにも不合理である。」と主張し、要するに、乙第4号証の「¥1 5年度疋田教論理科室雑誌」の写真に写っている成年用図書(雑誌)は、 原告が平成10年4月1日付けをもって小平五中に着任した以降に、性教 育の教材として、「養護の 教諭に依頼されて、原告を含む複数の男性 教職員が購入してきたものである(請求人本人尋問)、その意味では、厳 格な意味で、原告に所有権がある「私物」ではなく、そもそも原告が撤去 すべきもの、または原告に撤去権限があるものではない。」(2007年(平 成19年)10月22日付け原告準備書面(1)8頁)と主張し、上記成 年用図書 (雑誌) は、平成10年4月1日以降 (なお、 ) 市の中学校 教員 の陳述書 (甲88) によれば、同人が小平五中を訪れたのは、 平成11年10月18日(月)とのことである)に購入したものであるこ とを前提に主張している。
- イ.しかし、すでに述べたとおり、乙第4号証の写真に写っている、例えば「プレイボーイ」の発刊日は「1998年(平成10年)2月3日」「1998年(平成10年)3月3日」なのであり(乙39の1、2参照)、原告が小平五中に着任する平成10年4月1日以前であり、原告の主張が事実に反する虚偽の主張であることは明らかなのである。

# 3、同第2「分限免職の手続違反」について

(1) 原告の本項での主張のうち、本件分限免職処分に手続違反がある、との主張は否認ないし争う。

(2) 小平市教育委員会は、乙第6号証から明らかなとおり、地教行法38条にもとづき、原告に対する「適正な処分」を求める内申を被告都教委に行っているし、そもそも服務監督者である区市町村教委から任命権者である都道府県教委に対する地教行法38条の内申については、「「内申をまつて」とは、「内申により」とか「内申に基づき」という表現と若干ニュアンスが異なる。「……により」「……に基づき」というときは、それらに拘束されると一般的に解されている。例えば「学長の定める基準により」(教特法四)とか、「学長の申出に基づいて」(教特法一〇)の場合は、選考権者なり任命権者は、これらの基準なり申出に拘束され、拒否権のみを有すると解されているが、本条の「内申をまつて」は内申のないのに行うことは違法とされるが、内申のとおりやらなければならないというものではない。内申の内容には必ずしも拘束されない」(第三次新訂逐条解説「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」283頁以下)のであり、原告の主張の失当たることは明らかである。

#### 4. 同第3「事実関係」について

- (1) 原告の本項での主張のうち、本件分限免職処分が事実を誤認したものである、との主張は否認ないし争う。
- (2) 乙第19号証(生徒Bの保護者の事情聴取書)から明らかなとおり、生徒Bの保護者は平成15年5月6日、生徒Bが帰宅後の6時30分ころ、生徒Bとともに小平五中を訪れ、原告から生徒Bに対する「体罰」があったか否かを確認しているし、生徒Bの保護者は、原告が「「アポもとらずにこんな時間になぜ来た。父親の見舞いに病院に行かなければならなかったのに行けなくなった。」と怒鳴り、一人印刷室に入り、もっていたテニスラケットを壁に投げつけた。」旨を明確に述べている(乙19、3頁参照)のであり、原告の主張が事実に反するものであることは明らかである。

- 5. 同第4「分限に切り替る不可解な経緯」について
  - (1) 原告の本項での主張のうち、都教委の判断が懲戒から分限免職に切り替わる経緯については不可解なところが多い、との主張は否認ないし争う。
  - (2) 被告都教委としては、原告については当初生徒Bに対する体罰問題を中心に事実確認をなしていたのであるが、原告については上記生徒Bに対する体罰問題のみならず、「私物の件」等の問題があることから小平市教委から報告を求めたのであり、本件分限免職処分に不可解なところが多いとする原告の主張の失当たることは明らかである。
  - (3) 被告都教委としては、原告の問題行動について事実の確認を慎重に行った うえ本件分限免職処分をなしているのであり、本件分限免職処分が事実に基 づくものである以上、何ら不当、違法といわれるものでないことを付言する。
- 6. 同第5「原告の授業実践について~要考慮事項」について 全て否認ないし争う。

#### 第3.被告都教委の主張

- 1.被告都教委の主張は、すでに答弁書等でも述べたとおりである。
- 2. 原告は、小平五中にダンボール200箱というまさに常軌を逸した量の私物 を持ち込んでいるのであり、上記私物の件のみでも原告が教育公務員のみなら ず公務員としての適格性を欠くものであることは明らかである。
- 3. 原告の問題行動は単に偶発的な出来事と評価することなど絶対に出来ないも

のなのであり、まさに原告の素質、性格にもとづくものと判断せざるを得ない のである。